

12月は

市町村税・県税の

一斉滞納整理強化期間です

許しおせん!!滞納

税の公平・公正を確保し、納税者の信頼を守るため、市町村税・県税の一斉滞納整理強化期間を設定しました。県内すべての市町村と県とが協力して、滞納者に対する厳格な徴収強化を進めています。

インターネット

公売を実施しました

五條市では、11月の「楽天・官公庁オークション」に差押財産を出品し公売を実施しました。詳しくはホームページをご覧ください。

五條市ホームページ
インターネット公売



市税に係る延滞金の割合が変わります

国税の延滞税等の見直しに合わせて、納期限までに納められなかった市税に加算される延滞金の割合を次のとおり見直します。(平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金等について適用)

延滞金	現行の割合 (平成25年中の割合)	改正後の割合	参考 本則(※2)
納期限後1か月以降	14.6%	9.3% (特例基準割合(※1) + 7.3%)	14.6%
納期限後1か月以内	4.3%	3.0% (特例基準割合(※1) + 1.0%)	7.3%

※1 財務大臣が前年の12月15日に告示する国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の年平均(前々年10月から前年9月までの平均)に1%を加算した割合です。直近では、短期貸出約定平均金利の年平均(H23.10~H24.9)が1.0%のため、特例基準割合は2.0%として算出しました。

※2 市税条例で定められている割合ですが、当分の間、特例基準割合に基づく割合を適用されています。

(注)平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞金等は、現行の割合となります。また、改正後の割合が本則の割合を超える場合は、本則の割合となります。

問合せ先

税務課徴収対策室

本庁(内線260)

国民年金

一部の公的年金は

所得税の課税対象になります

厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢(退職)を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象になります。

所得税の

課税対象になる人

- ▼65歳未満で、その年の支払額が108万円以上の人
- ▼65歳以上で158万円以上の人
- ※年金に課税される所得税は、各支払月に支払われる額から源泉徴収されます。

確定申告に必要な

「源泉徴収票」を送付します

日本年金機構では、老齢年金を受給している皆さんに、1月下旬までに平成25年分の「源泉徴収票」を送付します。確定申告等の際に税務署に提出してください。

※亡くなった人の確定申告(準確定申告)に源泉徴収票が必要な場合は、日本年金機構へ交付の申請をしてください。申請書は年金事務所にあります。

源泉徴収票

についての問合せ先

▼大和高田年金事務所

☎0745・22・3531

▼ねんきんダイヤル

☎0570・05・1165

※「障害年金」や「遺族年金」は非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。



たばこは 五條市内で買いましょう

市たばこ税は、たばこ販売業者等が市内の小売業者に対し、売り渡した本数により課税されます。市内のたばこ小売店・販売機でたばこを購入すると五條市の税収となり、皆さんの暮らしに役立てられます。



個人市民税・県民税の金額が改正されます

個人市民税・県民税の均等割の標準税率が年額 1,000 円引き上げられ、年額 5,500 円になります。(現行 4,500 円)

均等割	現行 (平成 25年度まで)	改正後 (平成 26年度から)
市民税	3,000円	3,500円
県民税	1,500円 (森林環境税 500円分含む)	2,000円 (森林環境税 500円分含む)
合計	4,500円	5,500円

東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体の防災施策の財源を確保するため、復興特別税が平成 26 年度から平成 35 年度まで、個人市民税・県民税の均等割に加算されます。なお、奈良県では「森林環境税」が導入されています。

個人市民税・県民税の
主な税制改正の内容を
お知らせします



給与所得控除が改正されます

給与収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額について、245 万円の上限が設けられます。

	給与収入金額	給与所得控除額
改正前	1,000万円超	給与収入金額×5%+170万円
改正後	1,000万円超 1,500万円以下	給与収入金額×5%+170万円
	1,500万円超	245万円



年金所得者の寡婦(寡夫)控除に係る申告手続きが簡素化されます

控除の種類	要件	控除額
寡婦控除	次のいずれかに該当する場合 (1)夫と死別(離別)した後再婚していない人で、扶養親族や生計を一にしている総所得金額等の合計額が38万円以下の子のある人。 (2)夫と死別した後再婚していない人で、合計所得金額が500万円以下の人。	26万円
特別寡婦控除	上記(1)に掲げる人(扶養親族である子を有する場合に限ります。)に該当し、かつ合計所得金額が500万円以下の人。	30万円
寡夫控除	次のいずれにも該当する場合 (1)妻と死別(離別)した後再婚していない人で、生計を一にしている総所得金額等の合計額が38万円以下の子のある人。 (2)合計所得金額が500万円以下の人。	26万円

平成26年度以降の課税分から、年金所得者から日本年金機構等へ提出される「扶養親族等申告書」に寡婦(寡夫)の記載をした場合、市民税・県民税の申告が不要です。

※「扶養親族等申告書」の提出時に寡婦(寡夫)の記載漏れ等がある場合は、税務署への確定申告または市への市民税・県民税の申告による手続きが必要です。

※本人が寡婦(寡夫)で前年の合計所得金額が125万円以下の場合、個人住民税は非課税になります。

※この改正は、平成25年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用されます。



給与支払報告書等の 電子的提出が義務化されます

国税において給与および公的年金等に係る源泉徴収票について、e-Taxまたは光ディスク等による提出を義務付けられたもの(前々年に法定調書を1000枚以上提出したものは、eLTAXまたは光ディスク等により給与支払報告書等を市町村長へ提出することが義務付けられます。

※この改正は平成26年1月1日以後に提出すべき給与支払報告書または公的年金等支払報告書について適用されます。



寄附金税額控除が拡大されます

平成25年1月1日以降に行った寄附金のうち、奈良県または五條市が条例で指定する法人等への寄附金が新たに市民税、県民税の控除対象として追加されます。

地域の住民福祉の増進に寄与するものとして市が指定した公法人等は奈良県および五條市のホームページでご確認ください。

子育てしやすい
まちづくり



小学生の入院医療費を助成します

市内に在住する小学生が入院した際に、医療費の一部を助成する「子ども医療費助成制度」が始まっています。

助成内容

平成24年8月1日以降の入院を対象に、次のとおり助成します。

小学生が入院した際の本人負担額

・医療機関ごとに1か月の入院日数が

▼14日未満の場合 500円

▼14日以上の場合 1000円

医療費から、この金額と高額療養費や附加給付等他の払戻金を差し引いた額を助成します。

助成金の申請方法

一旦医療機関で入院医療費を支払う

※医療費が高額療養費や附加給付に該当する場合は各健康保険者へ請求し、「高額療養費・附加給付支給決定通知書」を受け取ってください



保険課福祉医療係に申請

必要書類

- ①入院医療費の領収書
- ②子どもの健康保険証
- ③養育者の口座番号がわかるもの
- ④印鑑（認め印）
- ⑤高額療養費・附加給付決定通知書

※⑤は該当する場合のみ

その他

■問合せ先

保険課福祉医療係
本庁（内線373）

※心身障害者医療やひとり親家庭等医療など、他の助成制度の適用を受けている人はそれらが優先されます。
※助成金の申請期限は、医療機関で入院医療費を支払った日の翌日から5年以内です。
※差額ベッド代など健康保険の適用を受けない費用や入院食事療養費標準負担額は助成対象外です。
※入院の際、医療機関に「限度額適用認定証」を提示すると高額な医療費の支払いを軽減できます。事前に各健康保険者へ申請してください。

福祉医療助成制度

医療費の一部が助成されます

福祉医療制度は、医療機関等での医療費（保険診療の自己負担分）の一部を助成する制度です。助成を受けられるのは、市内に住所があり健康保険に加入している、次の要件に該当する人です。

※乳幼児医療以外は所得制限があります

制度名	受給対象者
乳幼児医療	出生の日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの乳幼児
心身障害者医療	1歳以上75歳未満で、身体障害者手帳1・2級または奈良県発行の療育手帳A1・A2を持っている人
ひとり親家庭等医療	①配偶者のいない父または母に扶養されている児童（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童。以下同じ。） ②上記①の児童を扶養している配偶者のいない父または母 ③父母ともにいない児童 ④上記③の児童を養育している配偶者のいない祖父、祖母、兄または姉等
重度心身障害老人等医療	後期高齢者医療制度に該当する人のうち、身体障害者手帳1・2級または療育手帳A1・A2をお持ちの人

■助成の内容

保険診療による1か月の医療費自己負担額から次の一部負担金を差し引いた額を助成します。（院外処方による調剤薬局利用は一部負担金なし）

▼通院の場合 1つの医療院（総合病院の場合は内科と歯科）ごとに月500円

▼入院の場合 1つの医療院（総合病院の場合は内科と歯科）ごとに月1000円（14日未満は500円）

※差額ベッド代など健康保険の適用を受けない費用や入院食事療養費標準負担額は、助成対象外です。

※受給対象者に該当し医療費助成を希望する場合は、申請手続きが必要です。詳細は問い合わせてください。

■申請・問合せ先

保険課福祉医療係
本庁（内線393）

振り込め詐欺に注意!

公的機関の職員を装った
不審電話に注意してください



高齢者宅に、「医療還付金があるので現金自動預払機（ＡＴＭ）で受取り手続きをしてください」などといった不審な電話がかかっています。指示に従ってＡＴＭを操作し、多額の現金を犯人の口座に振り込んだという被害も実際に起こっています。**市町村などの公的機関が次のような電話をかけることは絶対にありません**

- ❌ 現金自動預払機（ＡＴＭ）を操作するよう指示する
- ❌ 金融機関口座の残高や暗証番号を尋ねる

被害にあわないために…

- 生年月日、口座番号、携帯電話やキャッシュカードの有無などを簡単に教えない
- 相手の身分を必ず確認し、不審な番号には電話をしない
- 被保険者証やキャッシュカードを渡さない

「おかしいな」と感じたらひとりで判断せず、広域連合や市役所に確認してください。

■ 問合せ先

▼ 奈良県後期高齢者医療広域連合 ☎ 0744・29・8430

▼ 五條市役所保険課福祉医療係 本庁（内線393）

高額療養費の 支給申請

70歳以上の人も 領収書の原本が必要です

同じ月内の医療費の自己負担額が一定額を超えたときは、申請することによって超えた額の支給を受けることができます。不正受給などの防止のため、申請には領収書の原本が必要です。領収書は必ず保管しておいてください。

■ 申請・問合せ先

保険課 本庁（内線367）

- ① 業者名・住所・連絡先をきちんと確かめる
- ② 他の業者からも見積書を取ってみる
- ③ 業者の説明をうのみにせず、本当に必要な工事を今一度考えてみる
- ④ 契約書面には工事内容が明細に記されているかを確かめる

無料点検や雨どいの掃除をきっかけとして、最終的にはリフォーム工事に持ち込む訪問販売業者が増えています。無料だと思つて安易に頼むと高額な契約をさせられる可能性があります。契約する時は次の点に注意しましょう。

リフォーム工事に注意

訪問販売による

（消費者生活相談窓口から）

不安をおおったり、契約を急がせたり、お得感を強調したりする場合も注意しましょう。

※訪問販売で契約した場合には、8日間のクーリング・オフ期間があります。

■ 消費者生活相談窓口

（毎週火、木曜日10時～15時）

本庁（内線386）

決算を 報告します



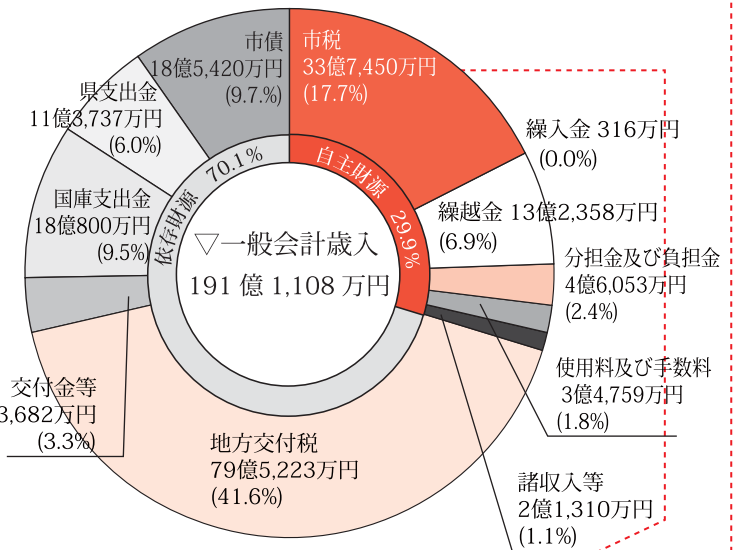
五條市の各会計の平成24年度決算が、平成25年五條市議会第3回9月定例会で認定されました。決算は、市民の皆さんによって納められた税金や地方交付税などの収入がどのように使われたかをまとめたものです。

決算の概要を おしらせします

平成24年度一般会計の充実、し尿処理施設の建設など、暮らしを支えるための事業に取り組みました。むだを無くした効率のなな市政運営に努め、実質収支は、前年度からの繰越金が大きかったことから、11億8760万円の黒字決算となりました。また、将来の安定的な財政運営のため、このうち5億円を財政調整基金に積み立てました。

しかし、紀伊半島大水害の復旧・復興事業、消防庁舎の建設等、防災対策による市民の安心・安全の確保のための事業や地域公共交通

歳入決算額の内訳 (割合)



一般会計歳入

前年度決算額との比較

前年度と比べて総額で0.2%増加しました。市が自主的に得られる財源(自主財源)は、固定資産税の減収などにより市税が前年度に比べ1億1378万円(3.3%)減少しました。分担金及び負担金、諸収入等については、特別な収入があった前年度に比べ大幅に減少しました。国依存財源は、前年度

は紀伊半島大水害に係る経費支出に伴い大きかった特別交付税が減少したことから地方交付税が1億1081万円(1.4%)減少しました。一方、合併特例事業である消防庁舎および、し尿処理施設の建設が開始されたことから、市債の借入額が4億6850万円、33.8%増加しました。

▼主な財政指標

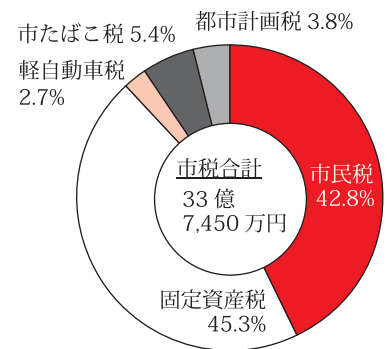
指標名	平成22年度	平成23年度	平成24年度
財政力指数(3か年平均)	0.363	0.351	0.346
経常収支比率(%)	86.3	93.2	91.7
一般会計実質収支(百万円)	1,048	1,199	1,188

【財政力指数】行政サービスに必要な財源をどの程度自力で調達できるかを表した指標です。1.00以上になると国から地方交付税が交付されなくなります。

【経常収支比率】税金など毎年見込まれる収入に対して、人件費や扶助費、公債費など毎年必要な経費の割合です。公債費や人件費が減少したことなどから、91.7%となり、前年度に比べ1.5%改善しました。

【実質収支】決算の歳入と歳出の差引額から、翌年度に繰り越す事業の財源を差し引いた実質的な差額で、黒字・赤字の判断基準となります。

▼納められた市税の内訳 (割合)



▼市税決算額

税目	決算額	対前年度増減率
市民税	14億4,533万円	△0.4%
固定資産税	15億2,713万円	△5.7%
軽自動車税	9,163万円	0.9%
市たばこ税	1億8,189万円	△5.0%
都市計画税	1億2,852万円	△5.4%
市税合計	33億7,450万円	△3.3%

市税のうち、目的税である都市計画税は、公園の運営・整備、計画的なまちづくり推進などの都市計画事業に要する経費に充てられています。

▼財政健全化判断比率および資金不足比率

(単位：%)

指標名		H22年度	H23年度	H24年度	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	黒字	黒字	黒字	13.15	20.00
	連結実質赤字比率	黒字	黒字	黒字	18.15	30.00
	実質公債費比率(3年平均)	17.0	16.3	16.4	25.0	35.0
	将来負担比率	170.1	162.4	137.2	350.0	
資金不足比率		黒字	黒字	黒字	20.0(経営健全化基準)	

【実質赤字比率】 一般会計等の実質赤字額が標準財政規模に占める割合
 【連結実質赤字比率】 全ての会計を連結した実質赤字額が標準財政規模に占める割合
 【実質公債費比率】 公債費(借金返済のための経費)が標準財政規模に占める割合
 【将来負担比率】 将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合
 ※標準財政規模：地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模
 ※資金不足比率：公営企業の資金不足額が事業規模に占める割合
 (資金不足比率の基準値の名称は、「経営健全化基準」といいます。)

財政の健全性と透明性を確保するため、平成19年度決算から財政の健全度を示す指標の公表が義務付けられています。いずれも基準値をクリアしており、

実質公債費比率、将来負担比率ともに改善に向かっていますが、市債等の残高がまだ多いことから類似団体等に比べるとなお高い数値と言えます。

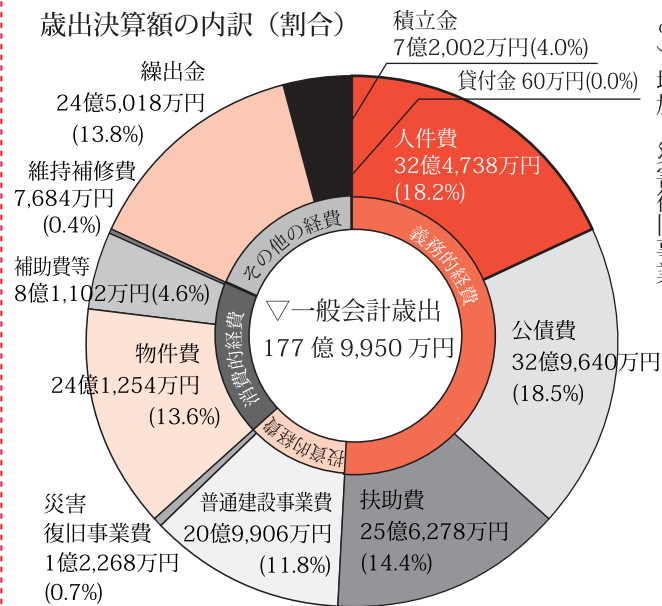
財政の健全度を示す指標

一般会計歳出

前年度決算額との比較

前年度と比べて総額で0.3%増加しました。義務的経費では、人件費が職員退職手当の減少等により前年度より6億7561万円(17.2%)減少。また、公債費は市債の借入の抑制や償還の終了などにより、1億7376万円(5.0%)減少しました。投資的経費では、消防庁舎とし尿処理施設の建設により普通建設事業費が3億8515万円(2.5%)増加。災害復旧事業費は紀伊半島大水害復旧事業の実施と平成24年梅雨前線豪雨災害の復旧事業で4215万円(5.2%)増加しました。消費的経費では、補助費等が広域ごみ処理施設整備関連負担金の支出などで1億7698万円(27.9%)増加。その他の経費では、財政調整基金に5億円、職員退職手当基金に2億円を積み立てたことから、積立金が6億6623万円の大幅増となりました。

歳出決算額の内訳(割合)



▼基金の状況(一般会計基金)

	基金の合計
平成24年度	44億5,160万円

【基金】 特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けられる資金または財産。

財政健全化を確かなるために留意する必要があります。

将来を見据えて 効率的で効果的な行財政運営を行います

行財政改革による歳出削減や、国の補助金など有利な財源の活用により、本市の財政指標は総じて改善に向かいつつあります。

しかし、市税等の自主財源の割合が低く、地方交付税など国の財源措置の影響を大きく受けることや、市債(借入金)の残高が類似団体等と比べて高く、将来の負担が大きいことなど、引き続き財政健全化を確保する必要があります。

ものにするため、引き続き行財政改革に取り組む必要があります。今後も「誰もが住んで効果的な行財政運営でよかつたと思える、魅力と活力のあるまちづくり」推進のため、将来を見据え、効率的な行財政運営に取り組みます。

▼市債等残高の状況

会計名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
一般会計	280億7,080万円	264億3,212万円	253億9,573万円	
特別会計	簡易水道特別会計	25億6,781万円	24億3,781万円	23億6,509万円
	下水道事業特別会計	96億497万円	92億2,941万円	87億6,632万円
	大塔診療所特別会計	134万円	118万円	782万円
	農業集落排水事業特別会計	2,835万円	2,630万円	2,421万円
特別会計合計	122億247万円	116億9,470万円	111億6,344万円	
水道事業会計	19億739万円	17億2,551万円	16億493万円	
合計	421億8,066万円	398億5,233万円	381億6,410万円	

【市債】 多くの財源が必要な事業等のために、市が、政府・地方公共団体金融機構・銀行などから調達する長期の借入金。

五條市職員の給与 などの状況をお知らせします

市民の皆さんに、市職員の給与等の現状について知っていただくため、次のとおり公表します。

総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成24年度末)	支出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
24年度	34,285人	17,768,693千円	1,196,043千円	3,218,587千円	18.1%

(2) 職員給与の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
24年度	456人	1,511,167千円	284,791千円	532,925千円	2,328,883千円	5,107千円

職員の平均給料月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額の状況 (平成25年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
五條市	45.5歳	326,500円	388,600円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
五條市	50.7歳	299,800円	330,600円

(2) 職員の初任給および経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	経験年数	初任給	10～15年未満	15～20年未満	20～25年未満	25～30年未満	
		一般行政職	大学卒	172,200円	267,400円	308,400円	345,000円
		高校卒	144,500円	224,400円	267,900円	307,400円	329,900円
技能労務職	高校卒	140,100円	—	262,000円	282,300円	304,300円	

職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当の状況 (平成24年度)

区分	期末手当	勤勉手当	1人当たり平均支給額
五條市	2.60月分	1.35月分	1,219千円
国	2.60月分	1.35月分	—

(2) 退職手当の状況 (平成25年3月31日)

区分		自己都合	勸奨・定年
支給率	勤続20年	23.50月分	30.55月分
	勤続25年	33.50月分	41.34月分
	勤続35年	47.50月分	59.28月分
	最高限度	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置		定年前早期退職特別措置 (2～20%)	
1人当たりの平均支給額		8,932千円	21,173千円

(3) 特殊勤務手当

支給実績 (24年度実績)	2,198千円
支給職員1人当たり平均支給年額	21,339円
職員全体に占める手当支給職員の割合	20.2%
手当の種類数	6
主な手当の種類	ごみ・し尿処理、介護業務、救急・火災出動、教職員手当

(4) 時間外勤務手当

支給実績 (24年度実績)	123,767千円
支給職員1人当たり平均支給年額	272千円
支給実績 (23年度実績)	186,153千円
支給職員1人当たり平均支給年額	408千円

(4) その他の手当

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	支給実績(24年度)	支給職員平均支給年額
扶養手当	配偶者 13,000 円、扶養親族各 6,500 円(配偶者を欠く 1 人目 11,000 円)、満 16 歳～満 22 歳の子 1 人につき 5,000 円加算	同	49,046 千円	208,706 円
住居手当	借家・借間居住者 最高限度額 27,000 円 持ち家居住者 1,000 円 新築・購入後 5 年間 2,500 円	異	16,650 千円	80,048 円
通勤手当	交通機関利用者は 55,000 円まで全額支給 最高限度額 55,000 円 自動車等使用者 2km 未満 不支給 2km 以上距離により 2,000 円～ 24,500 円支給	同	27,230 千円	79,387 円
管理職手当	給料の月額に対し 部長級 12.5% 次長級 11.5% 課長級 9.5% 課長補佐級 7.5%	異	41,342 千円	386,373 円

特別職の報酬等の状況(平成 25 年 4 月 1 日現在)

区分	給料月額等	期末手当	退職手当	
			算定方式	支給時期
給料・報酬	市長 648,800円(811,000円)	2.95月	給料月額×在職月額×54/100	任期满了、もしくは退職または死亡した時
	副市長 581,400円(684,000円)		給料月額×在職月額×31.5/100	
	教育長 515,100円(606,000円)		給料月額×在職月額×27/100	
	議長 538,000円	2.95月		
副議長 469,000円				
議員 418,000円				

※() は、給料減額前の額です。(平成 23 年 7 月 1 日から平成 27 年 4 月 23 日までの間、給料月額については、市長は 20%、副市長及び教育長は 15% 減額を実施しています。また、退職手当についても、市長は 50%、副市長、教育長はともに 10% を上記の算定から減額しています。

職員数の状況(平成 25 年 4 月 1 日現在)

(1) 部門別職員数の状況と増減

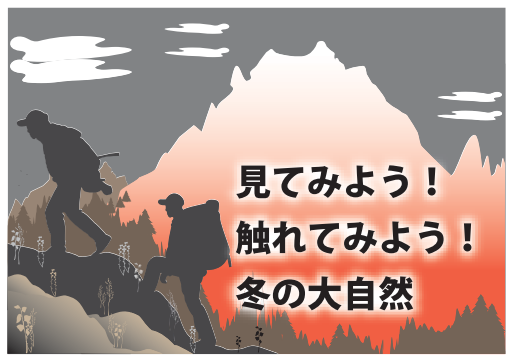
職員数は一般職に属する数(教育長含)、() 内は条例定数の合計

部門	区分	職員数		対前年増減数	増減理由	
		平成 24 年	平成 25 年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	定年退職者 6 人、自己都合退職者 2 人(計 8 人)、新規採用者 22 人
		総務	66	70	4	
		税務	17	17	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	39	35	△4	
		商工	6	8	2	
		土木	35	38	3	
		民生	102	103	1	
		衛生	40	42	2	
	小計	309	317	8		
	教育部門	48	47	△1		
	消防部門	100	105	5		
	小計	148	152	4		
公営企業等会計部門	水道	20	20	0		
	下水道	6	7	1		
	その他	27	28	1		
	小計	53	55	2		
合計		510(640)	524(580)	14		

(2) 年齢別職員構成の状況

区分	職員数
20 歳未満	4
20 歳～23 歳	28
24 歳～27 歳	56
28 歳～31 歳	23
32 歳～35 歳	35
36 歳～39 歳	65
40 歳～43 歳	63
44 歳～47 歳	46
48 歳～51 歳	53
52 歳～55 歳	71
56 歳～59 歳	74
60 歳以上	6
合計	524

■問合先 秘書課人事係
本庁(内線 205、239)



第37回 雪中金剛登山参加者募集！

市内に在住する小学5年生から中学2年生までの子どもたちを対象に、雪中登山の参加者を募集します。

■日時 1月11日(土)
午前8時～(荒天中止)

■集合場所 北宇智小学校運動場

■参加費 無料

■申込方法 12月13日(金)までに所属学校で申し込んでください。申込書は学校から配布されます。

■問合せ 生涯学習課社会体育振興係 本庁(内線812)

第56回 五條市駅伝大会
参加チーム募集



■日時 1月26日(日)
午後1時スタート

※小雨決行

■コース 野原中学校をスタート、ゴールとする6区間(21.0km)

■部門・参加資格 (1チーム6人編成)

▼一般の一部(各地区体協対抗)各地区に在住する人(大学生2人以内)

▼一般の二部 *スポーツクラブ 市内に在

住する人(大学生出場可)

*職場・事業所 市内に勤務する人

▼一般女子の部 市内に在住、勤務または通学する中学卒業以上の人

▼高校生の部(高校対抗または混合) 市内に在住または通学する高校生

▼中学生男子の部(中学校対抗)市内の中学校に通学する生徒 ※1校につき3チーム以内

▼中学生女子の部(中学校対抗)市内の中学校に通学する生徒 ※1校につき3チーム以内

■表彰 部門ごとに1位～3位、区間賞、区間新記録

■申込締切 12月27日(金)

※監督者会議を市民会館で行います。監督は必ず出席してください。監督は必ず出席してください。(1月16日(木)午後7時～)

※出場選手の健康管理には十分注意してください。

■申込・問合せ 生涯学習課社会体育振興係 本庁(内線812)

講座

お正月花教室

五條市茶華道協会主催の『お正月花教室(盛り花)』を開催します。流派や経験は問いませんので、気軽に参加してください。

■日時 12月20日(金)
午前10時～正午

■場所 中央公民館

■費用 2500円(花材費)

■持ち物 花器、花留め、花はさみ

■申込方法 材料費を添えて12月16日(月)までに申し込んでください。

■申込・問合せ 中央公民館 24・2001(火・祝休館)

ヘルス講座

楽しいストレッチ体操、楽しいストレッチ体操で心身をリラックスさせ、筋力をつけましょう。

■日時 12月12日(木)
午後2時～3時30分

■場所 中央公民館

■定員 25人(市内に在住または勤務する成人)

■指導者 柳澤貴久子先生(エクスサイズインストラクター)

■参加費 3000円(利用団)

五條市動画コンテスト 作品募集

あなたの知っている五條市の魅力を、90秒の動画で伝えてください。

■募集締切 12月27日

■問合せ 企業観光戦略課 本庁(内線210)

催し

第65回人権週間
中学生人権作文表彰式と
ふるさと文化のつどい

■日時 12月8日(日)
午後12時30分～3時45分

■場所 葛城市富麻文化会館(葛城市竹内256-9)

■その他 託児有り(2歳以上就学前の幼児、要予約、無料)

■申込・問合せ 中央公民館 24・2001(火・祝休館)

■内容 全国中学生人権作文

コンテスト奈良県大会表彰

式、新庄北小学校附属幼稚園児による「子ども太鼓」

など ※申込不要、未就学児も入場できます。

■問合せ 奈良地方事務局

☎0742・23・5457

空き家相談会を開催します

「空き家をどうしていいかわからない」など、空き家の所有者の皆さんの相談を受け付けます。

■開催日時 12月14日（土）午前10時～正午

■場所 内膳町自治会館「すみれホール」（橿原市内膳町1丁目2・24）

※電話、メールでの相談も受け付けています。

■主催・問合せ NPO法人

空き家コンシェルジュ

☎0745・53・0577

akyaconcierge@ybn.ne.jp

第25回舞踊親睦発表会

中央公民館や市内の各公民館等で舞踊を学ぶ皆さんや先生が発表する「第25回舞踊親睦発表会」を開催します。

■日時 12月8日（日）午前10時～午後4時

■場所 市民会館※入場無料

■発表者 今田社中、辻本社中、三崎社中、植田社中、刀谷社中、福岡社中

■問合せ 中央公民館

☎24・2001（火・祝休館）

お知らせ

老人憩の家 開放日

次の日程は施設の開放日で、送迎バスを運行します。※乗

車時間は予約状況により調整し、後日連絡します。

▼旧五條市内コース

12月16日（月）、27日（金）

1月11日（土）、31日（金）

▼旧西吉野コース

12月9日（月）、21日（土）

1月18日（土）、25日（土）

■カンタン手織り（材料費必要、ヘルストロン・マツ

サージ機・カラオケなどが無料で楽しめます。

※送迎バスの利用は2日前

までに予約が必要です。予約の際は名前、電話番号、乗車場所（最寄のバス停）を申し出てください。

■開催時間 午前9時～午後5時（カラオケは午前10時～午後3時）

■休館日 毎週水曜日、12月

29日から1月3日まで

■対象者 60歳以上の入

※旧大塔村コースは現在運航していません。

■申込・問合せ 老人憩の家

☎23・0431

林業退職金共済制度

退職金の受け取りを

忘れていませんか？

以前林業の仕事をしていて、林退共の退職金を受け取っていない人や、林退共へ加入していたかどうか分からない、その他共済契約の問合せは次の窓口ご連絡してください。

■問合せ

林業退職金共済事業本部

☎03・6731・2887

<http://www.rintaikeyo.taisyoku>

[kin.go.jp/](mailto:kin.go.jp)

し尿くみ取りのお知らせ

《五條地区・西吉野地区》

■年内のくみ取り申込締切

12月13日（金）

■担当業者の休業期間

12月29日（日）午後5

1月5日（日）

▼五條地区

■申込先 各地区担当業者

■問合せ 衛生センター

☎22・4441

▼西吉野地区

■申込・問合せ 水企興業(株)

☎25・2539

《大塔地区》

次の日程で行います。直接業者に依頼してください。

12月10日（火）、19日（木）

※当日の受付はできません。

■申込・問合せ

(株)ダイワクリーンサービス

☎0745・52・3372

てんいち先生

■問合せ
人権施策課 ☎25・1137

初芝橋本中学校高等学校

JR五條駅から
スクールバスで20分

中学入試日程

A1日程 1月18日（土）
A2日程 1月19日（日）
B日程 1月21日（火）

高校入試日程

A日程 2月 1日（土）
B日程 2月14日（金）

橋本市小峰台 2-6-1
☎0736-37-5600

成人としての第一歩を踏み出し、夢と希望に輝く新成人の皆さんをお祝します。

新成人のみなさん、おめでとうございます！

- 場 所 市民会館大ホール(本町3丁目1-13)
- 対象者 平成5年4月2日～平成6年4月1日生まれの人
※対象者には12月上旬頃に案内状を送付します。届かない場合や本市に住民票が無く、参加を希望する場合は連絡してください。
- 問合先 生涯学習課(内線824、825)



祝 五條市成人式

1月13日(月)「成人の日」
午後1時から受付
午後1時30分開式

市民ごよみ

12月 5日(木)

生活習慣病予防、健康管理、禁煙など
保健師による各種健康相談
場所◎カルム五條
申込◎保健福祉センター
本庁(内線290)

12月11日(水)

人権を確かめあう日
児童扶養手当の定時支払日
(8月から11月までの手当)
※個別に通知はしませんので、指定した金融機関の口座を確認してください。
問合◎児童福祉課 本庁(内線366)

12月16日(月)、25日(水)

眠れない、ゆううつなど心の悩み
臨床心理士によるこころの健康相談
場所◎カルム五條
予約◎保健福祉センター
本庁(内線290)

12月28日(土)～1月5日(日)

市役所年末年始休業
毎週火・木曜日
悪質商法や多重債務などの相談
消費生活・多重債務相談
時間◎10時～15時
場所◎第2分庁舎3階

12月は

固定資産税・都市計画税 第3期
国民健康保険税 第6期の納期です
納期限は 12月25日(水)まで

納税には口座振替のほか、コンビニエンスストアでも納付できます。

■問合先 税務課 本庁(内線259)
保険課 本庁(内線368)

みんなとつながる。広報五條



平成25年12月発行 第782号
発行 五條市
編集 市長公室ふるさと創造課
〒637-8501
奈良県五條市本町1丁目1番1号
☎0747・22・4001



五條と天誅組その7

天誅組は、8月18日の京都での政変を受けて、本陣を櫻井寺から大塔の天辻や十津川北部の村へ次々と移し、大和南部を転戦しながら活路を見出そうとしました。しかし、和歌山・藤堂・彦根・郡山・高取などの諸藩の追討は厳しく、9月24日に那須信吾、25、27日に松本奎堂、藤本鉄石、吉村虎太郎の三総裁が相次いで戦死。主将の中山忠光は、辛くも東吉野から脱出し、大坂を経て長州へ逃れますが、ここに天誅組は壊滅しました。その直後から、五條では、天誅組に焼かれた代官所(陣屋)の再建問題が浮上してき

ました(以下、『新町と松倉豊後守重政四〇〇年記念誌』から要約)。天誅組の鎮圧後、代官所の領地は、和歌山藩、次いで高取藩の預かりになっていましたが、陣屋の膝元にあたる五條・須恵・新町の三村(陣屋元村)は、陣屋の再建を嘆願しました。それに対し、吉



再建された五條代官所の長屋門(新町3丁目、民俗資料館)

野・葛上・宇智・高市の郡内の405村が結束して、再建反対、領地の藤堂藩への預け替えを主張したので

す。陣屋元村など「再建派」は、経済上の要地でもある五條に陣屋を置くことで、地域社会の混乱を立て直す必要性を訴えました。一方、

405村の「非再建派」は、代官所役人と陣屋元村や御用達などが利権で結び付いていた構造を嫌い、陣屋の再建・維持に係る費用を陣屋元村だけが負担しない仕組みにも不公平を感じていました。両者が対立する中、幕府は文久4年(1864)1月、陸奥代官瑞陣屋(現在の福島県

東白川郡瑞町)代官の中村勘兵衛を五條に転任させ、中村新代官は、2月4日に「郷村請取」(支配替えの事務手続)完了の通達を支配下の村々へ出しました。これをもって高取藩預かりが終了し代官所支配が復活したのですが、二見村幸条(現在の新町3丁目)での陣屋再建工事は遅れ、同年8月頃に着工するも、竣工後の経費の代官決済は慶應3年(1867)2月になりました。最終的に陣屋元村も、再建費用の一部を負担しています。

こうして、五條での天誅組の変の「戦後処理」は一区切りとなりましたが、天誅組が目指した維新(大政奉還)は、その年の秋になされたのでした。

〜終わり〜

「五條の歴史を探る」では、五條の歴史・文化を今に伝える資料とそのゆかりの地を紹介します。



インフルエンザに負けないために！！

- ・手洗い、うがいをしよう
- ・マスクを着用しよう
- ・室内の乾燥に注意しよう
- ・十分な休養をとり、体力・免疫力を高めよう
- ・バランスよく食事摂取しよう
- ・予防接種を受けよう

インフルエンザシーズン到来!!

■問合先 地域包括支援センター 本庁(内線309)